

辰野町

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画  
（第6次計画）

令和7年4月

辰 野 町

## 目 次

第1章 基本方針.....	2
1－1 計画策定の趣旨.....	2
1－2 計画の位置付け.....	2
1－3 計画期間と適用範囲.....	3
第2章 辰野町の概況.....	4
2－1 辰野町の概要.....	4
2－2 辰野町第6次総合計画等との関係.....	5
第3章 ごみ処理の現況.....	8
3－1 ごみの分別区分等.....	8
3－2 ごみ処理の現況.....	11
第4章 ごみ処理上の課題.....	14
4－1 ごみ処理上の課題.....	14
第5章 将来推計及び目標値の設定.....	16
5－1 ごみ・資源物等の将来推計.....	16
5－2 目標値の設定.....	20
第6章 計画を推進するための施策.....	24
6－1 家庭系ごみの排出抑制に係る主要施策.....	24
6－2 事業系ごみの排出抑制に係る主要施策.....	27
6－3 家庭系ごみの再生利用に係る施策.....	29
第7章 ごみ処理基本計画の進行管理.....	31

# 第1章 基本方針

## 1-1 計画策定の趣旨

---

「辰野町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため策定し、町民、事業者が連携・協働のもと、循環型社会の形成・実現を目指すものです。

辰野町では、平成11年に本計画を策定し、「使い捨て型社会」から脱却し「リサイクル型社会」への転換を図り、ごみの減量化・資源化を促進することを基本目標に取り組んできました。また、同年には上伊那広域連合にて「上伊那広域連合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「広域計画」という。）」が策定されたことから、以後の本計画の取扱いは広域計画を準用することとし、ごみ処理を実施してきました。しかしながら、コロナ禍や地球温暖化対策問題への取り組み等の社会情勢の大きな変化を受けることで、本計画を広域計画の準用ではなく、改めて町単独で策定する必要があるため今回策定を実施します。

なお、広域計画は、平成16年度に第2次計画、平成21年度に第3次計画、平成25年度に第4次計画、平成30年度に第5次計画として見直し改定が行われています。そして令和6年度にて、第6次計画として見直し改定を実施していることから、本計画は広域計画に併せ第6次計画として策定するものです。

本計画の策定に際しては、町の最上位計画である「辰野町第6次総合計画」や「辰野町環境基本計画」のほか、「長野県廃棄物処理計画（第5期）」、および「辰野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」等の関連法令・計画と整合を図ります。

本計画では、ごみの減量化・資源化及び適正処理・処分の推進等を目的に策定するものです。そのため、対象となる一般廃棄物について、現状把握を行うとともに、環境保全及び減量化・再生利用に関して具体的な施策を総合的に検討します。

## 1-2 計画の位置付け

---

本計画の位置付けと他の法令・計画等の関係は図1-1のとおりとなります。



## 第2章 辰野町の概況

### 2-1 辰野町の概要

---

#### 1. 地理地形

辰野町は伊那谷の北の端に位置し、古くから諏訪、筑摩野（松本平）とつながる交通の要衝地となっていました。諏訪湖を水源とする天竜川は辰野町から伊那谷に流れ込むため、辰野町は、「伊那谷がはじまる地」といえます。谷の突端に位置するため可住地が狭いですが、上伊那地域の中心である伊那市、隣接する岡谷市・諏訪市、塩尻市の3方に広がる生活圏を有しています。

町内の大城山山中には、北緯36度と東経138度が0分00秒で交わる「ゼロポイント」があります。ここは、日本列島のほぼ中心にあたり、「日本の地理的中心」といわれています。

#### 2. 人口、世帯数

令和2年（2020年）国勢調査によると人口は18,555人です。昭和60年（1985年）（23,935人）をピークに減少に転じており、今後さらに減少すると予測されています。

世帯数は平成27年（2015年）時点で7,258世帯です。世帯数も減少傾向にありまた、世帯あたりの人数も減少しています。

#### 3. 産業

製造業を中心に発展してきた辰野町ですが、製造品出荷額を周辺市町と比べると小規模です。近年、第三次産業の就業者数が第二次産業の就業者数を上回り、町の産業構造が変化しつつあることがうかがえます。

##### 【農業】

耕地面積は総土地面積の5.6%と小さく、自給的農家の割合が高いです。耕地の内訳は、水田が多いですが、畑地、果樹園もみられます。農業経営者の高齢化と減少が進む中、認定農業者等地域の農業の担い手への農地集積を促進すると共に、日本型直接支払制度を通じて農村環境の保全を推進しています。

##### 【林業】

後継者不足などから、民有林を中心とした里山林に整備の遅れが見られます。

### 【商業】

多くの町民は、町外で買い物をしています。年間商品販売額は周辺市町村よりも小さくなっており、商圈としては、松本市、伊那市、塩尻市、岡谷市に含まれています。

### 【工業】

町の産業の中心を担う工業の事業所数は減少しています。小規模事業者が多く、従業者1人あたりの製造品等出荷額は県平均より低くなっています。精密、金属加工業の中には、特殊技術を持つ企業もあります。

### 【観光】

松尾峡のゲンジボタルは町の観光資源になっており、毎年開催されるほたる祭には多くの観光客が訪れます。町では他の観光拠点にスポットを当てた、通年で楽しめる着地型観光を推進しています。近年はサイクルツーリズムを推進しています。

### 【就業】

就業率は他市町村とほぼ同等です。子育て世代の女性の就業率は上昇傾向にあります。

## 2-2 辰野町第6次総合計画等との関係

---

### 1. 辰野町第6次総合計画の基本目標

辰野町第6次総合計画では、まちの将来像を実現するため、下記の基本目標を定めており、この基本目標に沿って、基本計画を展開しています。

#### 基本目標1 ホタルが飛び交う自然豊かなまち（風土の保全・誇りと愛着）

まちのシンボルであるホタルが飛び交う自然環境、生活環境を地域が一体となって守り、ホタルをはじめとした辰野町らしさ、良さに誇りと愛着を持った町民や関係人口などがいるまちを目指します。

#### 基本目標2 みんなが活躍できるまち（協働・共創・地域づくり）

まちに誇りと愛着を持ち、お互いに違いを認め合った町民等による地域づくり活動が活発に行われているまちを目指します。

#### 基本目標3 いつまでも健やかに暮らし続けられるまち（福祉・保健・医療・介護）

町民一人ひとりが主体的に健康に心掛け、生活への不安なく、町民同士が支え合い、自分らしく健やかに暮らし続けていけるまちを目指します。

#### **基本目標 4 次代を担う人材が育つまち（子育て・教育・生涯学習）**

安心して妊娠・出産ができ、地域の協力のもと、子どもたちが大切にされ、健やかに育つまちを目指します。

加えて、すべての町民が学び続け、町への誇りと愛着を持って地域で活躍できる環境があるまちをつくりまします。

#### **基本目標 5 活力と魅力ある仕事のあるまち（産業振興）**

地域資源を活用した魅力ある事業を中心に産業が発展し、地域経済が好循環する、にぎわいと働く場があるまちを目指します。

#### **基本目標 6 安全で快適に暮らし続けられるまち（都市基盤・防災防犯）**

町民と行政が協力し、社会基盤、生活基盤の維持・整備を進め、安全に快適に暮らし続けられる人口規模に見合った効率的でコンパクトなまちを目指します。

## **2. 本計画に関連する総合計画の取組等**

辰野町第6次総合計画の体系のうち、本計画に関連する取組等については、次のとおりです。

## 施策1-1. ホタルが飛び交う環境の保全



### (1) 現状と課題

- ・辰野町では町民、事業者、行政が一体となり、まちのシンボルであるホタルが飛び交う環境を守っています。
- ・しかし、手入れが行き届かなくなった農地や森林が散見されるようになってきています。このような農地・森林に太陽光発電施設が建設され、環境や景観に影響を及ぼしていることもあります。

### (2) 施策の方向性

- ・まちの様々な場所で、ホタルが飛び交う環境を次代に引き継ぎます。
- ・町民、事業者、行政が環境について改めて考え、地球温暖化の防止や水環境の保全など自然環境を守るとともに、環境に調和した再生可能エネルギーの有効活用等による循環型社会を構築していきます。

### (3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	自然環境の 保全	主要河川・地下水等の環境調査の実施	住民税務課
2		森林の整備と保全	産業振興課
3		田園風景の保全	産業振興課
4		環境保全活動と町民の意識の啓発	住民税務課
5		生物多様性 <sup>25</sup> に対する町民の理解の促進	住民税務課
6		ゲンジボタルの保護・育成	産業振興課、まちづくり政策課
7	生活環境の 保全	ごみの分別収集、減量化の促進	住民税務課
8		リサイクルによる資源の二次利用の促進	住民税務課
9		騒音対策と危険物、有害物質等の流出・拡散の防止	住民税務課
10		適切な再生可能エネルギーの普及	住民税務課

### (4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標	「豊かな自然や風景が守られているまち」と思う町民の割合	80.1% (令和元年度)	83.0% (令和7年度)	町民意識調査 (現状評価)
進捗管理 指標	1人1日あたりのごみ排出量	519g/人日(令和元年度)	485g/人日(令和7年度)	環境省 「一般廃棄物処理実態調査結果」
	ほたる童謡公園内のゲンジボタル目撃数	43,368匹(令和元年度)	100,000匹(令和7年度)	目撃数調査

### (5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

- 町民：環境保全意識の向上
- 地域：環境保全活動の実施、参加の呼びかけ

### 関連する分野別計画

- 辰野町環境基本計画
- 辰野町森林整備計画

## 第3章 ごみ処理の現況

### 3-1 ごみの分別区分等

#### 1. ごみの分別区分

ごみの区分は、大きく分けて、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物となっています。（表3-1）

区 分		排 出 方 法	収集回数
燃やせるごみ		指定袋に入れて、ステーションへ排出	2回/週
燃やせないごみ		指定袋に入れて、ステーションへ排出	1回/月
資源 ごみ	缶・瓶	缶の種類（アルミ・スチール）、瓶の色（茶・無色透明・その他）分別しステーションのコンテナへ排出	1回/月
	ペットボトル	ステーションのネットへ排出	1回/月
	古紙類（古布含）	種類ごとに分別しステーションに排出	1回/月
	資源プラスチック	指定袋に入れてステーションに排出	2回/月
	廃食用油	ペットボトルに入れ各区の公民館等にある回収ボックスへ排出	随時
	小型家電	役場に設置の回収ボックスへ排出	随時
粗大ごみ		リサイクル業者等へ自己排出	
有害ごみ（水銀含有物） 乾電池・蛍光管、水銀体温計等		地区のステーションのコンテナへ排出	2回/年

表3-1 ごみ分別の区分

## 2. ごみ処理体制

区 分	収集運搬	中間処理主体	中間処理方法	
燃やせるごみ	委託業者	上伊那広域連合 上伊那クリーンセンター	焼却	
燃やせないごみ	委託業者	上伊那広域連合 クリーンセンター八乙女	破碎・選別後 リサイクルもしくは埋立	
資源 ごみ	缶・瓶	委託業者	上伊那広域連合 クリーンセンター八乙女	選別圧縮後リサイクル
	ペットボトル	委託業者	上伊那広域連合 クリーンセンター八乙女	選別圧縮後リサイクル
	古紙類 (古布含)	委託業者	町 委託業者	選別後リサイクル
	資源プラスチ ック	委託業者	上伊那広域連合	選別梱包後リサイクル
	廃食用油	委託業者	町 委託業者	選別後リサイクル
	小型家電	委託業者	町 委託業者	リサイクル
粗大ごみ	自己	クリーンセンター八乙女 自己	焼却、リサイクル、埋立	
有害ごみ (水銀含有物) 乾電池・蛍光灯等	委託業者	町 委託業者	リサイクル (一部最終処分)	

表 3 - 2 ごみ処理体制

## 3. 中間処理、最終処分の状況

当町の中間処理、最終処分は、上伊那広域連合で運営する施設にて行っています。

### (1) 焼却処理施設

2019年3月より「上伊那クリーンセンター」にて焼却処理を行っています。

施設名称	上伊那クリーンセンター
処理能力	118 t/日 (59 t/日×2炉 1日あたり24h)
処理方法	流動床式ガス化溶融炉
竣工年月	2019年3月
運営管理主体	上伊那広域連合

表 3 - 3 上伊那焼却処理施設概要

### (2) 燃やせないごみ・粗大ごみ処理施設

燃やせないごみ及び粗大ごみは「クリーンセンター八乙女」にて処理を行っています。

施設名称	クリーンセンター八乙女
処理能力	40 t/5 h
処理方法	破碎：衝撃剪断併用回転式
選別	鉄、アルミ、可燃物、不燃物
竣工年	1991年5月
運営管理主体	上伊那広域連合

表3-4 上伊那リサイクル施設概要

### (3) 資源物保管再生利用施設

資源物（一部）の保管・圧縮について「クリーンセンター八乙女」にて処理を行っています。

施設名称	クリーンセンター八乙女ペットボトル減容施設
処理能力	300 kg/h (5 h/日)
建築面積	343.82 m <sup>2</sup>
処理方法	手選別プレス式（油圧一方向縦押し）
竣工年	1998年12月
運営管理主体	上伊那広域連合

施設名称	クリーンセンター八乙女ペットボトルストックヤード
建築面積	144.0 m <sup>2</sup>
竣工年	2017年11月
運営管理主体	上伊那広域連合

施設名称	クリーンセンター八乙女資源物ストックヤード
建築面積	210.65 m <sup>2</sup>
分別資源	瓶（白、茶、雑）缶（アルミ、スチール）
竣工年	1998年12月
運営管理主体	上伊那広域連合

表3-5 上伊那リサイクル施設概要

#### (4) 最終処分場

最終処分場は「クリーンセンター八乙女」にて埋立処分を行っています。現在（令和6年現在）施設整備を令和7年度中まで実施中です。

施設名称	クリーンセンター八乙女最終処分場
埋立場所	平地
埋立対象物	破碎不燃物・プラスチック固化物・焼却残渣
埋立工法	サンドイッチ方式+セル方式
全体容量	72,900 m <sup>3</sup>
竣工年	1993年7月
運営管理主体	上伊那広域連合

施設名称	浸出水処理施設
処理能力	40 m <sup>3</sup> /日
処理方法	pH調整→（水質悪化時・砂ろ過+活性炭吸着）→下水道放流

表3-6 上伊那最終処分場施設概要

### 3-2 ごみ処理の現況

#### 1. 家庭系ごみの合計排出量の実績

令和元年度から令和5年度までの家庭系ごみの排出量は、表3-7のとおりです。

令和元年から、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症により、行動制限や活動自粛の影響により、自宅で過ごす時間が増えたことから一時的にごみの量が増加しています。令和5年度にはコロナ禍が明けたことにより、通常の生活に戻りつつあることからごみの排出が減っていると考えられます。

単位：t

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
燃やせるごみ	2601.18	2585.67	2547.35	2559.25	2417.61
燃やせないごみ	190.10	206.50	171.54	155.94	140.79
資源物	779.86	803.69	824.02	709.84	592.94
粗大ごみ	125.12	146.5	114.38	119.47	99.74
ごみの総量	3,696.26	3,742.36	3,657.29	3,544.50	3,251.08
<参考> 上伊那全体の総量	31,209.55	31,595.31	30,931.53	30,653.62	28,532.27
上伊那全体に占める辰野町の割合	12%	12%	12%	12%	11%
1人当たりの排出量（g/人・日）	518.9	534.3	529.3	520.0	483.7

表3-7 家庭系ごみの合計排出量

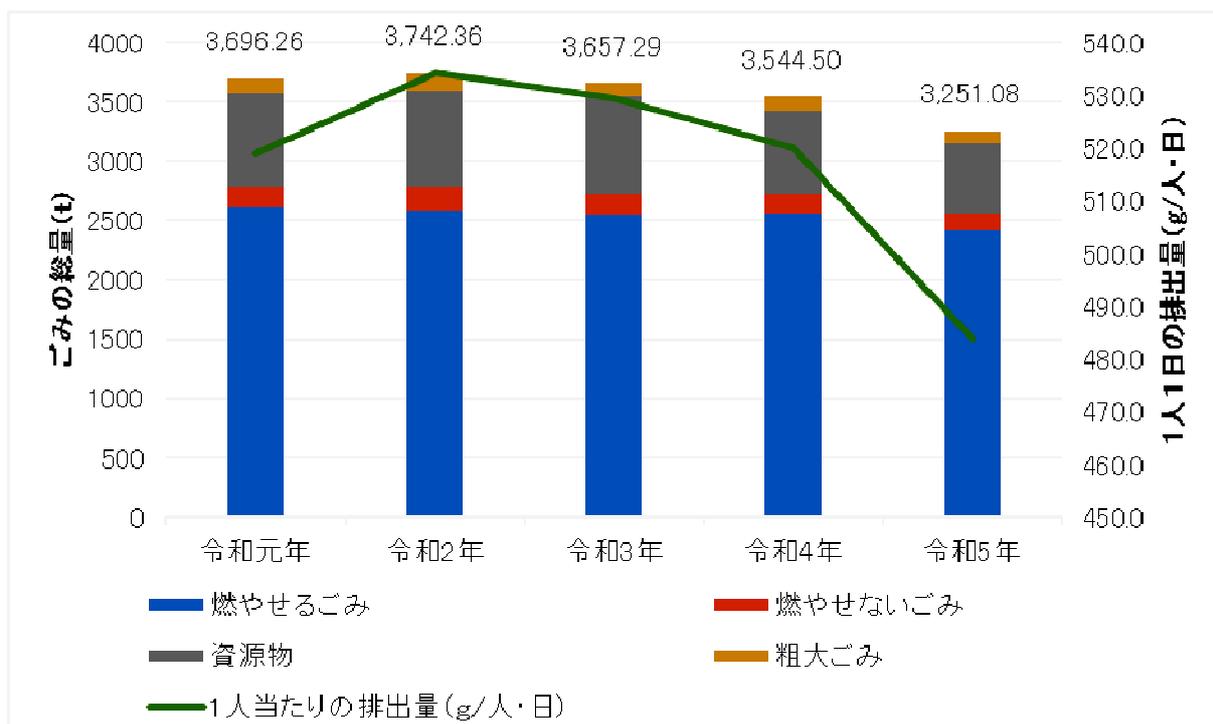


図3-1 家庭系ごみの合計排出量

## 2. 家庭系ごみの1人1日平均排出量の実績

家庭系ごみの1人1日平均排出量は、平成15年度のごみ袋有料化の導入により平成14年度の1,157gから765gへ急激に減少しました。その後は緩やかに減少となっておりましたが、平成31年3月から新たに上伊那クリーンセンターが稼働開始したことで、プラスチック製品が燃やせるごみとして排出できることとなったことにより、燃やせるごみの量が増えました。また同年度から、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症により、行動制限や活動自粛の影響により、自宅で過ごす時間が増えたことから一時的にごみの量が増加しています。令和5年に行動制限や活動自粛が撤廃されたことによりごみの量は再び減少となっています。しかしながら、減少はしていますが、上伊那全体と比べると排出量は多くなっています。

単位：g

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
燃やせるごみ	365.2	369.2	368.7	375.5	359.7
燃やせないごみ	26.7	29.5	24.8	22.9	20.9
資源物	109.5	114.7	119.3	104.1	88.2
粗大ごみ	17.6	20.9	16.6	17.5	14.8
辰野町合計	519.0	534.3	529.4	520.0	483.6
<参考>上伊那全体	463.3	474.1	467.5	466.0	436.2

表3-8 家庭系ごみ1人1日平均排出量

### 3. 事業系ごみの排出量の実績

事業系ごみについては、社会情勢、景気動向に左右されることが多いため考察や予測が難しいものとなっています。コロナ禍で家庭系ごみが増加したこととは逆に、行動制限や自粛により事業系のごみは減少しました。しかしながら令和5年に事業活動が復調にむかうと思われ、今後は増加していくのではないかと予測しています。

単位：t

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
燃やせるごみ	622.53	576.23	579.14	553.56	535.19
燃やせないごみ	0	0.78	0	1.16	1.52
辰野町合計	622.53	577.01	579.14	554.72	536.71
<参考>上伊那全体	9,461.95	8,564.38	8,843.46	8,932.30	8,801.30
上伊那に占める割合	7%	7%	7%	6%	6%

表3-9 事業系ごみ排出量

## 第4章 ごみ処理上の課題

### 4-1 ごみ処理上の課題

町では、令和6年1月に開催された「辰野町ゼロカーボン・アクション2023」内にて、町長より「ゼロカーボンシティ宣言」「世界首長誓約の署名」を行い、地球温暖化の防止を目的とし、持続可能なエネルギーの推進や、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとすることを目標としています。この大きな目標を達成するために、町民、事業者、団体、行政ともに一丸となって取り組んでいくための施策のひとつとして、基本方針1「みんながずくを出して取り組む」の中にて、ごみの減量化を取り上げており、重点的取り組みに位置付けられています。このことから、より一層の環境負荷軽減に向けたごみの減量化の推進が必要となっています。また、コロナ禍での行動・活動自粛により、増加した家庭ごみの削減への取り組み推進や、コロナ禍を経て、事業活動の再開による事業系のごみの増加抑制についても取り組んでいく必要があります。

#### 1. ごみの分別の課題

ごみは排出段階において、きちんと分別してあれば比較的容易に資源化できます。リサイクル関連法に準じた資源ごみについては、排出段階から中間処理まで考慮し、効率的かつ精度を高めるシステムを整備し適切に運用していくことが重要となります。

瓶類缶類の資源物については、上伊那地域共通の分別方法で収集していますが、不適物の混入が多く見受けられます。

プラスチック製容器包装については、搬入量が上伊那全体では減少傾向で推移しており、資源化意識の低下が懸念されています。また、令和7年度からは、プラスチック製容器包装に加え、製品プラスチックについても資源化のための分別収集が開始となることから、更なる啓発に努める必要があります。

新聞紙や段ボール類は、平成30年2月から24時間抛出できるリサイクルステーションを役場駐車場に設置し、紙類の資源化を図っています。利用者は順調に増加傾向ではありますが、不法投棄や、分別不適による不適物の投棄等、設置箇所周辺的环境悪化が見受けられるため、不法投棄等の対策が急務となっています。

#### 2. ごみの減量化の課題

ごみの資源化だけでなく、ごみの発生の抑制・減量化も重要な施策となります。町では、燃やせるごみの排出量の多くを占める生ごみに着目し、生ごみ処理機、処理容器（コンポスト）の購入補助を制度化し減量化を図ってきました。令和6年1月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行ったことで住民の関心が高くなったことから、令和6年度予算から、補助金に対する予算を増額し制度を運用しています。ごみの

発生を抑制するためには、住民一人ひとりが資源の大切さを自覚して取り組む必要があります。そのためには、減量化への意識の高揚を一過性のものとせず、ごみの発生の抑制・減量化にかかる施策の充実に加えて、今後も新たな取り組みを検討し、住民・事業者・行政がともに意識改革するための啓発活動を推進していく必要があります。

### 3. ごみの資源化促進の課題

プラスチックごみの問題へ対応するため、プラスチック類の資源化を促進する必要があるとともに、使い捨てプラスチック製品等から代替素材への転換も併せて促進していく必要があります。また、町でも新たな素材であるバイオプラスチック製品を使用した指定ごみ袋の導入等について研究していく必要があります。

せっかく資源化のために分別を行っても、不適物の混入により資源化が円滑に進まない現状があります。不適物の混入をできるだけ少なくするために、住民一人ひとりの資源化への理解や協力を得るため、引き続き啓発活動を推進していく必要があります。

### 4. その他の課題

高齢者世帯等、ごみの排出に苦慮されており、ごみ屋敷化してしまう事例もあります。福祉機関等の各機関と連携しサポート体制の構築を検討する必要があります。

また、今後はライフスタイルや考え方の多様性により自治会未加入者が増加することが考えられ、ステーションの管理、ごみの排出ルール徹底、分別指導等、地域に担っていただいていた業務が滞る可能性があるため、自治会への理解を深めていただくことや加入促進についても担当部署と連携し取り組んでいく必要があります。

コロナ禍が終息に向かう中、事業活動が活発になってきており、事業系ごみの増加が懸念されます。引き続き啓発活動を推進する必要があります。

不法投棄ごみも年々増えてきており、内容も悪質化しています。減らすために警察機関と連携を強化し、必要に応じて不法投棄監視カメラの設置を行うこと等により、不法投棄のない・させない環境づくりを推進する必要があります。

## 第5章 将来推計及び目標値の設定

### 5-1 ごみ・資源物等の将来推計

将来値の基礎となる指標（以下、「基本フレーム」）を設定します。基本フレームは、過去の実績傾向に基づき時系列的な予測を行った結果得られる推計値のことで、将来にあたり新たな施策等の効果を見込んでいないものです。

上伊那広域連合の一般廃棄物処理基本計画（第6次改訂版）と整合性を図るため、実績の基準年度を2022（令和4）年度とします。

#### 1. 人口

辰野町の将来人口については、「辰野町第6次総合計画 基本構想 3. 人口の将来展望」より2030（令和12）年の数値を基準として、現在（2022年）の人口から削減率を求め予測した推計値としました。

実績			推計値		
2015 (H27)	2019 (R元)	2022 (R4)	2027 (R9)	2030 (R12)	2034(R16)
20,369	19,463	18,675	17,232	16,591	15,780

表5-1 人口基本フレーム（人口推計値）

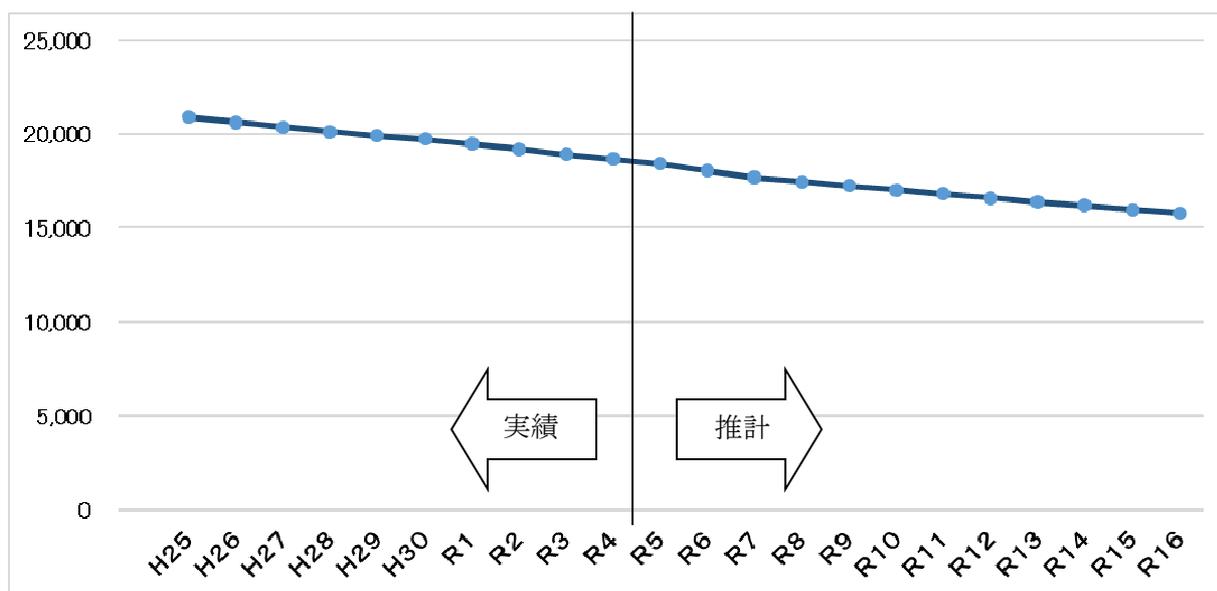


図5-1 人口基本フレームのグラフ（単位：人）

## 2. 家庭系ごみの1人1日あたりの平均排出量

家庭系ごみの排出量の推計は、過去の実績から予測を行った結果である単純推計値となっており、施策の実施による減量化の効果は反映していません。なお、令和7年度から製品プラスチックの資源化が始まるためその見込みについては、推計に反映させています。

家庭系ごみ1人1日あたりの平均排出量の基本フレームは次のとおりです。

	実績			推計値		
	2018 (H30)	2019 (R元)	2022 (R4)	2027 (R9)	2030 (R12)	2034(R16)
燃やせるごみ	341.1	365.2	375.5	364	369	375
燃やせないごみ	53.2	26.7	22.9	26	28	31
資源物	127.3	109.5	104.1	136	142	150
粗大ごみ	19.1	17.6	17.5	12	12	12
合計	540.7	519.0	520.0	538	551	568

g/人・日

表5-2 家庭系ごみ1人1日あたりの平均排出量の基本フレーム

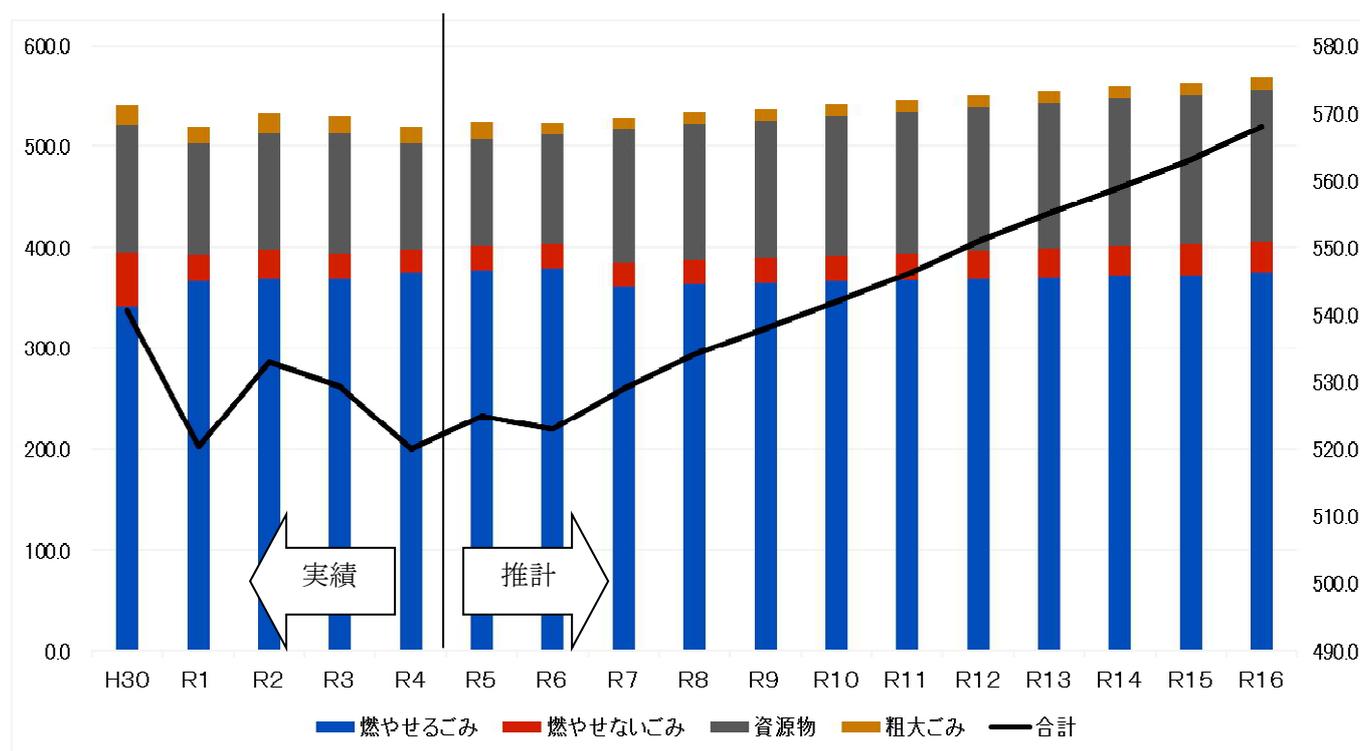


図5-2 家庭系ごみ1人1日あたりの基本フレームのグラフ（単位：g/人・日）

### 3. 家庭系ごみの年間総排出量の推計

家庭系ごみの年間総排出量の推計は、前項にて推計した家庭系ごみ1人1日あたりの平均排出量の基本フレームから人口推計及び年間日数（365日として、うるう年は考慮しない）を乗じて計算しています。

家庭系ごみの年間総排出量の基本フレームは次のとおりです。

単位：t

	実績			推計値		
	2018 (H30)	2019 (R元)	2022 (R4)	2027 (R9)	2030 (R12)	2034 (R16)
燃やせるごみ	2453.80	2601.18	2559.25	2289.44	2213.20	2159.89
燃やせないごみ	382.71	190.10	155.94	163.53	173.47	178.55
資源物	915.77	779.86	709.84	855.40	861.35	863.96
粗大ごみ	137.40	125.12	119.47	75.48	71.78	69.12
合計	3889.68	3696.26	3544.50	3383.85	3319.80	3271.51

表5-3 家庭系ごみの年間総排出量の基本フレーム

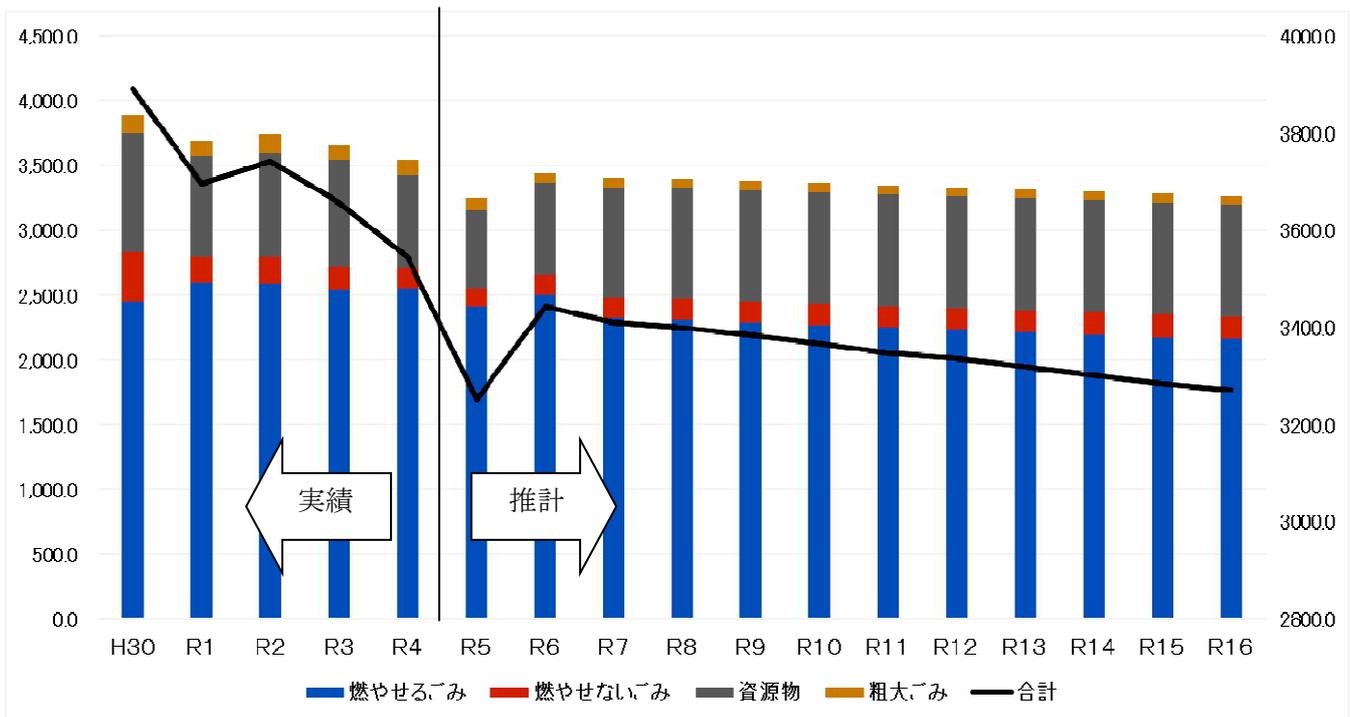


図5-3 家庭系ごみ1人1日あたりの基本フレームのグラフ（単位：t）

なお、人口の基本フレームにて人口の減少が進むため総排出量については、減少しています。

#### 4. 事業系ごみの年間総排出量の推計

事業系ごみの年間総排出量の推計は、過去の実績から予測を行った結果である単純推計値となっており、施策の実施による減量化の効果は反映していません。事業系ごみは、社会情勢、景気動向に左右されることが多いため考察や予測が難しいものとなっています。事業所の経営運営の効率化によって緩やかに減少していくこととしましたが、増加に転じる可能性もあります。

注：排出量については、上伊那クリーンセンター及びクリーンセンター八乙女に持ち込まれた数値であり、事業所独自に、廃棄物処理事業者へ拠出した分については計上されません。

単位：t

	実績			推計値		
	2018 (H30)	2019 (R元)	2022 (R4)	2027 (R9)	2030 (R12)	2034(R16)
燃やせるごみ	465.12	622.53	553.56	542	536	527
燃やせないごみ	0	0	1.16	1	1	1
資源物	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	0	0	0	0	0	0
合計	465.12	622.53	554.72	543	537	528

表5-4 事業系ごみの年間総排出量の基本フレーム

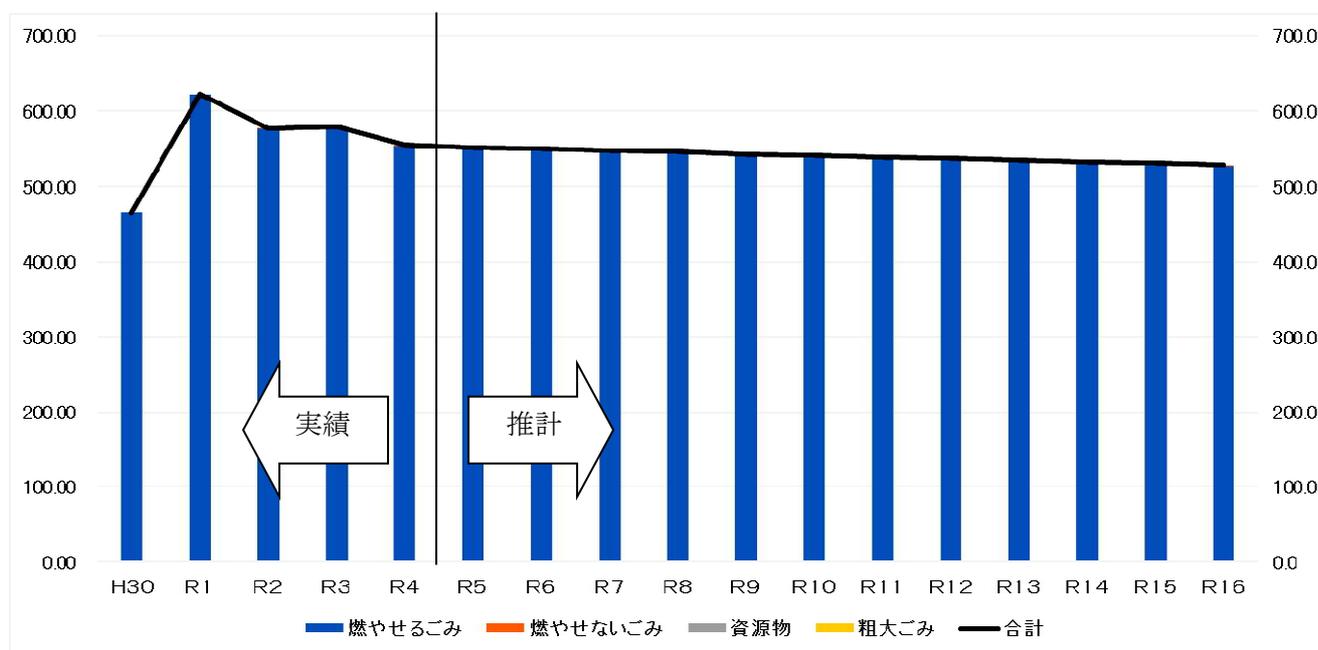


図5-4 事業系ごみ年間総排出量の基本フレームのグラフ (単位：t)

## 5-2 目標値の設定

### 1. 排出抑制に係る目標値

基本フレームから、排出抑制に係る目標値を次のとおり設定します。

#### (1) 家庭系ごみの目標値

家庭系ごみの排出抑制に係る目標値の設定方法は、年間の総排出量で設定する方法と、1人あたり1日に排出されるごみの量にて設定する方法があるが、年間の総排出量で設定した場合、その実績については、人口の増減に大きく影響を受けるため、人口の減少が推測される現状では、適切でないと考えられるため、目標値の設定は1人あたり1日に排出されるごみの量にて設定します。

令和元年度に改訂された「辰野町環境基本計画」では町民の取り組みの目標として、一般家庭からの1人あたりの1日の家庭系ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、粗大ごみの合計）を令和5年度で494gとしています。また「辰野町第6次総合計画」では令和7年度で485gを目標としています。また、国が定めた目標値は「第4次循環型社会形成推進基本計画」では、家庭系ごみの排出抑制に係る目標値は令和7年度に440gとなっています。

項目	実績	国目標	町環境基本 計画目標	町第6次総合 計画目標
年度	令和4年度	令和7年度	令和5年度	令和7年度
1人1日あたり の排出量	520g	440g	494g	485g

表5-5 各種計画等の目標値と実績

現在の実績値は各種計画の目標値を満たしているものではなく、大きく目標を下回っています。特に国の目標値とは80gの乖離があるため短期間での削減は現実的ではないため、新たな目標値を設定することとします。

目標値を定めるため、現状以上の排出削減を確実に実行していく必要があります。まずは、ゼロカーボンへの取り組みである生ごみの削減とごみの発生を避ける（リフューズ）ごみとなるものを減らす（リデュース）、再利用する（リユース）資源として再利用する（リサイクル）の4Rを意識した取り組みを進め、廃棄物の発生自体の抑制を進めていくことを踏まえ目標値を次のように定めます。

- ・目標年 令和16年の1人1日あたりの排出量を 491g/人・日 とします。

g/人・日

	実績			目標値		
	2018 (H30)	2019 (R元)	2022 (R4)	2027 (R9)	2030 (R12)	2034(R16)
燃やせるごみ	341.1	366.2	375.5	352	350	346
燃やせないごみ	53.2	26.8	22.9	21	20	19
資源物	127.3	109.8	104.1	125	123	119
粗大ごみ	19.1	17.6	17.5	10	9	7
合計	540.7	520.4	520	508	502	491

表5-5 家庭系ごみ1人1日あたりの平均排出量の目標値

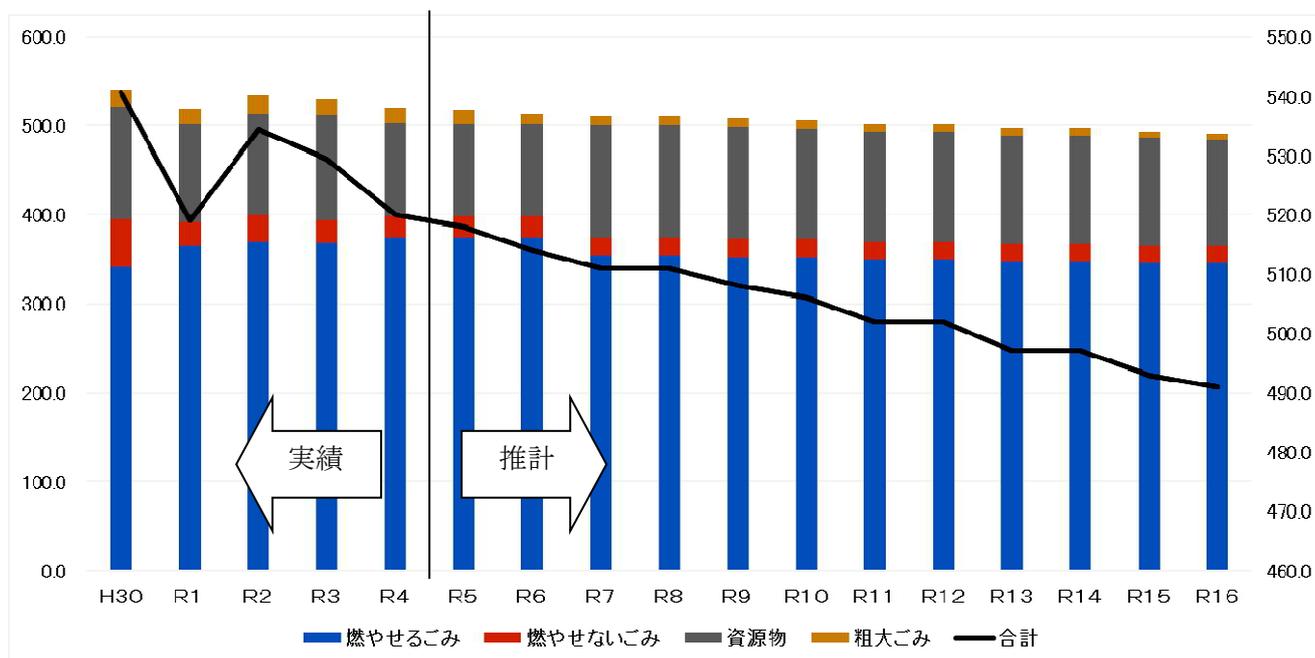


図5-2 家庭系ごみ1人1日あたりの目標値（単位：g/人-日）

## （2）事業系ごみの目標値

事業系ごみの排出抑制に係る目標値の設定方法は、家庭系ごみと違い、年間の総排出量で設定します。事業者責任による減量化・資源化の啓発等の取り組みを一層強化していくことを踏まえ目標値を次のように定めます。

- ・目標年 令和16年の総排出量を **521 t** とします。

単位：t

	実績			推計値		
	2018 (H30)	2019 (R元)	2022 (R4)	2027 (R9)	2030 (R12)	2034(R16)
燃やせるごみ	465.12	622.53	553.56	540	530	520
燃やせないごみ	0	0	1.16	1	1	1
資源物	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	0	0	0	0	0	0
合計	465.12	622.53	554.72	541	531	521

表 5 - 6 事業系ごみ総排出量の目標値

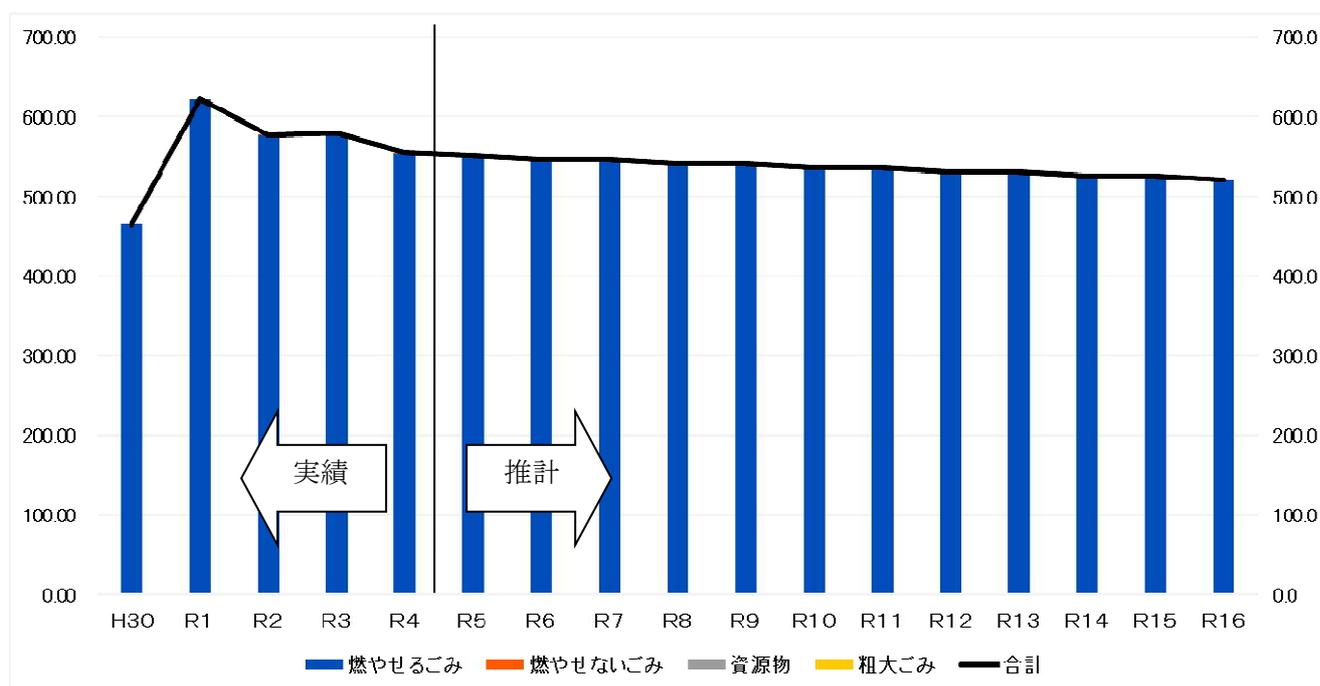


図 5 - 6 事業系ごみ総排出量の目標値 (単位：t)

## 2. 再生利用に係る目標値

国・県の再生利用に係る目標値は、総処理量に対し再生利用された量の割合（リサイクル率）で設定されています。再生利用については、商業施設での回収やリサイクル業者の設置するリサイクルボックス等、町で把握することができない数値もあることから、本計画では町が分別収集して資源化施設へ抛出した量を再生利用量として、資源化率を算出することとします。また、事業系ごみは含まないこととします。

$$\text{資源化率} = \frac{\text{分別収集された資源物量}}{\text{家庭系ごみ総量}}$$

令和4年の実績では資源化率は21.5%となっているが、現在の燃やせるごみ、燃やせないごみに含まれていた製品プラスチックごみが、令和7年4月より製品プラスチックの資源化となることから、資源物が増えると見込み、目標値を次のとおりとします。

- ・目標年 令和16年の資源化率（リサイクル率）を **26.4%** とします。

単位：t

	実績			推計値		
	2018 (H30)	2019 (R元)	2022 (R4)	2027 (R9)	2030 (R12)	2034(R16)
家庭系ごみ総量	3,889.7	3,696.9	3,732.4	3,383.8	3,336.7	3,271.5
内資源物量	915.8	780.0	801.3	855.4	859.9	864.0
資源化率	23.5%	21.1%	21.5%	25.3%	25.8%	26.4%

表5-7 家庭系ごみの資源化率の目標値

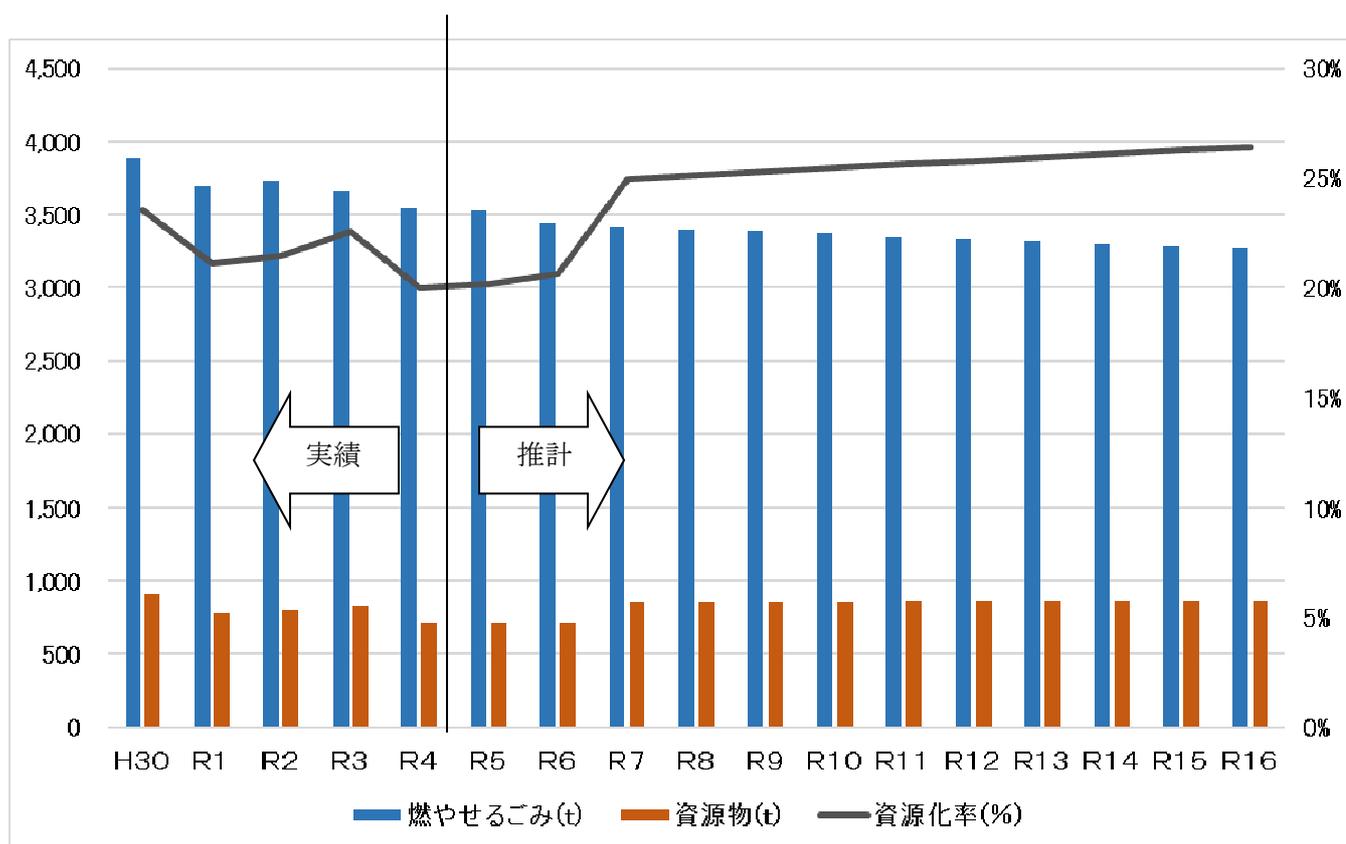


図5-7 家庭系ごみの資源化率の目標値

## 第6章 計画を推進するための施策

目標達成のために「住民」「事業者等」及び「辰野町」は、上伊那広域連合と共同連携して次の主要施策を実施していきます。また主要施策の基本的な考え方は次のとおりとします。

- ごみの発生を避けるリフューズ(Refuse)
- ごみとなるものを減らすリデュース(Reduce)
- 再利用するリユース(Reuse)
- 資源として再利用するリサイクル(Recycle)

以上の4Rを推進し、ごみの減量化に積極的に取り組むことを基本的な考え方とします。

### 6-1 家庭系ごみの排出抑制に係る主要施策

---

#### 1. 住民が実施する施策

##### (1) 地域における減量活動の積極的な実践

- ①町や地域で開催される、ごみの排出抑制についての学習会や説明会等の学ぶ場に積極的に参加する。
- ②排出抑制への取り組みに関する情報に関心を持ち、実践する。
- ③正しいごみの分別や出し方を各家庭や地域の全員で理解する機会を設け、学習し実践する。

##### (2) 環境にやさしいライフスタイルへの転換

- ①使い捨ての製品はできるだけ買わないようにし、長く使える製品を選択する。
- ②「もったいない」を大切にし、壊れたらすぐ買い替えるのではなく、直して使う、新しい使い方を考える等、最後まで大切に使用する。
- ③購入する前に本当に必要かどうかを考えて不要なものは購入しない。
- ④量り売りや小分けの商品を選択するなど、家族の人数にあった量を購入し、買ったものは使い切るようにする。
- ⑤環境ラベルのついた製品、バイオマスプラスチック製品（原料が植物などの再生可能な有機資源を使用したプラスチック素材）、再生品等環境を意識した製品を選び購入する。
- ⑥家庭にあるまだ使えるが不要なもの（日用品や衣類など）は、フリーマーケットやお下がり交換会等を活用しリユース（再利用）する。

- ⑦廃棄する時にどのように廃棄するのか、何に分別されるのかまで考えて製品などを購入する。
- ⑧プラスチック製のフォーク、スプーン、ストローなど、使い捨てプラスチック製品をもらわない、使用しない。

### (3) 容器包装の減量化

- ①繰り返し使える容器（リターナブル瓶等）に入った商品や、詰め替え商品（シャンプー、洗剤等）を積極的に選択する。
- ②過剰包装の商品の購入を控えるとともに、余分な包装を求めない。
- ③買い物際には買い物袋等（マイバッグ、マイバスケット等）を持参する。
- ④マイボトルを持参し、ペットボトル等の排出を減らす。

### (4) 生ごみの減量化の推進

- ①生ごみは、農地還元（堆肥化）、生ごみ処理機や処理容器等により自家処理に努める。
- ②水分の多い生ごみは水切りを徹底し、水分を減らしてから排出する。
- ③食料品は必要以上に購入せず、食べ切り、使い切りを心がけ、生ごみを少なくする。
- ④家庭用生ごみ処理機や処理容器の購入補助金を活用し、生ごみの減量を進める。
- ⑤冷蔵庫の在庫は常に確認し、消費・賞味期限を過ぎないようにし、食品ロスを削減する。
- ⑥食品ロスを意識した献立、調理の工夫（普段捨ててしまう部分を使っての調理等）、調理する量の調整を実施し生ごみの排出を減らす。
- ⑦宴会などでは、食べ残しを出さないよう、予約や注文時に食べ切れるだけの注文や「30・10 運動」を実践する。

### (5) 不法投棄の防止

- ①ポイ捨てや不法投棄はしない。
- ②地域で連携して、不法投棄をさせない環境づくりに協力する。
- ③不法投棄の監視、通報、片付けの協力。

### (6) ゼロカーボンを意識した取り組み

- ①地元産の旬の食材を日々の食事に取り入れ地産地消を意識する。
- ②サステナブルファッションの導入
- ③ゼロカーボンに関するイベント等に参加し意識を高める。
- ④国・県・町のゼロカーボンに関する取り組みに積極的に協力する。

### (7) その他の取り組み

- ①瀬戸物食器リサイクル回収&もったいない市へ参加し、ごみの排出抑制、再資源化に取り組む。
- ②辰野町消費者の会にて製作している廃油石鹸を利用する。

## 2. 事業者等が実施する施策

### (1) 環境にやさしいライフスタイルへの転換

- ①小売店等は、商品販売の際に住民のごみの減量につながるよう、量り売りや詰め替え商品等の推奨販売に努める。
- ②紙による広告やダイレクトメールの送付を抑制するなど、家庭での紙類の削減につながるよう努める。
- ③商品を販売する際には、必要最小限度の包装を心がける。

### (2) 商品及び容器包装の再資源化

- ①販売した商品及び商品の容器包装を回収し再資源化するよう努める（店頭への回収ボックスの設置等）。
- ②買い物際には買い物袋等（マイバッグ、マイバスケット等）を持参するよう呼びかけ、広報を行う。

### (3) その他の取り組み

- ①資源の再利用製品、再利用しやすい製品の開発を行う。
- ②従業員に対してのごみ排出に関する教育を実施する。
- ③環境に関する広報等を行う。

## 3. 行政（町・広域連合）が実施する施策

### (1) 地域等における減量活動の積極的な支援及び容器包装の減量化

- ①広報媒体等を利用し、排出抑制につながる情報の提供を行う。
- ②ごみの減量意識の高揚を図るため、小中学校等での環境教育へ積極的に協力する。
- ③地域や各種団体が取り組むごみ減量活動への支援を行う。また、ごみ減量を指導する人材の育成を行う。
- ④小売店や事業所等の協力によるごみ減量化や、エコ活動推進等の拡充を図る。
- ⑤公共施設のごみを削減する。
- ⑥地域特性に即した減量施策に取り組むと共に、他市町村が実施している施策についての有効性等を研究する。
- ⑦ごみの分別方法等について、世代に併せた啓発活動を行う。
- ⑧小型家電の分別収集を推進する。
- ⑨雑紙（その他の紙）の資源化について、広報紙等を活用し啓発を行う。

⑩ごみの組成調査を定期的を実施し、ごみ減量化・資源化施策の有効性や問題点を把握し住民への啓発活動を随時見直す。

### (2) 生ごみの減量化の推進

- ①生ごみ処理機や処理容器の購入補助金制度を継続する。
- ②「30・10 運動」等の食品ロスに関する広報の実施。
- ③各種団体が実施する生ごみを減らす活動への協力。

### (3) その他の取り組み

- ①不法投棄監視パトロールの強化。
- ②不法投棄監視カメラの導入による不法投棄の抑制。
- ③警察機関等と連携した、不法投棄への毅然とした対応。

### (4) 新たな取り組み

- ①ごみ抑制に係る新たな技術、情報の積極的活用。
- ②ごみの分別等についての SNS の活用。
- ③ごみ排出困難者への対応のため、福祉部門等の関係機関と連携したサポート体制の構築に向けた研究。
- ④空き家（放置空き家）ごみ屋敷等に対する対応体制の確立。

## 6-2 事業系ごみの排出抑制に係る主要施策

---

### 1. 住民が実施する施策

#### (1) 事業所への取り組み

- ①環境に配慮した企業のサービスや製品を選択することで、事業者の排出抑制に対する取り組みに協力する。
- ②従業員として事業所の排出抑制の取り組みに協力する。
- ③飲食店では適切な量の注文と、提供された料理を食べ切ることによる食品ロスの削減に努める。

#### (2) 集合住宅入居者による取り組み

- ①アパート等管理者がごみの収集処分を行っている場合であっても、排出抑制、分別の徹底を行う。

### 2. 事業者等が実施する施策

### (1) 事業者による取り組み

- ①事業所で排出される古紙類は、機密書類以外は資源化する。
- ②機密書類については、資源化処理に対応した処理業者に依頼し資源化する。
- ③主体的なごみの減量化、資源化（自己責任による適正処理、廃棄物管理者の配置、資源化計画の作成、従業員の意識高揚及び包装の簡素化など）を進める。
- ④辰野町や広域連合が行うごみ減量化や資源化の施策に積極的に協力する。
- ⑤排出量が少ない小規模事業所については、事業所間や工業団地内等におけるリサイクルシステムの構築を図り、分別収集に取り組む。
- ⑥仕入れの調整や量り売りなどの導入により、売れ残りや期限切れによる食品ロスの削減を図る。
- ⑦商品の仕入れ時に過大包装されているものを仕入れないように努める。
- ⑧マイバック持参運動を推進する。
- ⑨食品リサイクル法に則り、飲食店等生ごみを発生させる事業者は、自家処理、委託処理等により生ごみの堆肥化、資源化に努める。
- ⑩ISO14001 やエコアクション 21 などの認証取得を進める。
- ⑪容器や包装が消費者にとって容易に分別できる商品の製造、販売に努める。

### (2) 集合住宅の運営等に係る取り組み

- ①管理人や管理会社は入居者に対しごみの出し方、分別方法等を周知徹底する。
- ②見えやすい場所に分別ルール、方法を掲示する。
- ③資源物の分別を徹底し、入居者には資源物の拠点回収等への排出を促す。
- ④入居者に、ごみの減量化・ごみの資源化等の広報を実施する。

## **3. 行政（町・広域連合）が実施する施策**

### (1) 事業所への取り組み

- ①広域連合と連携して、ごみ焼却処理施設で搬入検査を定期的を実施し、事業系ごみ組成の実態把握を行うとともに、産業廃棄物の混入防止のため、ごみ排出事業者の意識づけをする。
- ②必要に応じて事業者向けのパンフレットを作成し、事業系ごみの正しい出し方について示すとともに、減量化、資源化に努めるよう周知を行う。
- ③飲食店等の食べ残しの削減に向けた取り組みや、生ごみの資源化への取り組みを促す。

### (2) 排出者としての取り組み

- ①公共施設で発生する生ごみの資源化の取り組みを継続する。
- ②公共施設内で発生する廃棄物の排出抑制、分別排出を率先して進める。

- ③グリーン購入法による物品調達に努めて環境への負荷を軽減することで、間接的に廃棄物の削減を進める。
- ④廃棄物を適正に排出するよう組織内で徹底及び指導教育の実施。

## 6-3 家庭系ごみの再生利用に係る施策

---

### 1. 住民が実施する施策

#### (1) 適切な分別排出

- ①辰野町が資源として分別収集している品目については、決められたルールに基づいた分別排出に努める。
- ②雑紙類（その他の紙）は紙資源として分別排出に努め、安易に燃やせるごみとしない。
- ③生ごみの農地還元（堆肥化）、生ごみ処理機や処理容器等により減量化に努める。
- ④地域や小中学校が実施する資源物の集団回収への協力や、各種団体が主催するフリーマーケットやお下がり交換会等を活用する。
- ⑤家庭用小型家電の回収に協力する。

### 2. 事業者等が実施する施策

#### (1) 適切な分別排出

- ①容器や包装が消費者にとって容易に分別できる製品の製造、販売に努める。
- ②適正なりサイクルや処理・処分を行うための製品情報を公開する。
- ③資源物（食品トレイ、牛乳パック等）の店頭回収に努める。

### 3. 行政（町・広域連合）が実施する施策

#### (1) 適切な分別排出

- ①わかりやすいごみの分別方法の手引き、チラシ等を作成し啓発活動を行う。
- ②広報媒体の活用や地区説明会などにより、適切な排出について周知を行う。
- ③自治会等未加入者や外国人等に対し、適切な排出について周知を行う。
- ④燃やせるごみとして排出されることが多い紙類について、住民へ分別方法の周知徹底を図る。
- ⑤各種団体や小中学校の環境教育を充実させ、資源化に対する意識の高揚を図る。
- ⑥辰野町衛生自治連合会等の組織や各種団体への積極的な支援を行う。
- ⑦容器包装プラスチックについては、更なる分別排出の啓発に取り組む。また、新たに製品プラスチック分別排出の啓発にも取り組み、排出精度の向上を図る。

⑧引き続き、世代問わずにわかりやすいごみの分別排出の啓発活動に取り組む。

### (2) 生ごみの資源化

①廃食用油のBDF（天ぷら油などから作られる、ディーゼルエンジン用の燃料。Biodiesel Fuel）化を更に推進する。

②生ごみ処理機や処理容器の購入補助を推進する。

### (3) 資源物回収の推進

①雑紙（その他の紙）の資源化への意識を高めるため広報紙等による周知を図る。

②資源プラスチックの正しい分別排出に取り組み、分別精度の向上を図る。

③家庭用小型家電の拠点回収事業を継続する。

### (4) 新たな施策

①先進自治体の取り組みを研究する。

②店頭回収の取り組み事業者での回収量を把握し、資源物の総量を把握する。

③啓発のための処理施設の見学の実施を検討する。

## 第7章 ごみ処理基本計画の進行管理

本計画を継続的に改善し、有効なものとするため、PDCA サイクルを導入します。

計画の推進状況によっては、取り組みの見直しや、新たな計画の策定を検討し、効果的なごみの減量・資源化を推進します。

